

④ 年金給付額が予め定められており、将来の年金額が一定の計算式により確定していること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	11	30	64	106	8	17

⑤ 終身年金(死ぬまで支給される年金)の選択肢があること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	18	48	63	81	7	19

⑥ 退職者の多くが終身年金を選択するような設計であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	36	66	60	46	11	17

⑦ 遺族年金の仕組みがあること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	27	33	59	92	8	17

Q3-4. (2) 物価変動リスク(インフレ・デフレリスク)等への対応について

① 賃金変動が支給開始時の年金額に反映される仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	25	50	64	64	15	18

② 物価変動に応じて支給開始後の年金額が改定される仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	22	42	67	75	13	17

③ 資産運用結果に応じて支給開始後の年金額が変動する仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	41	54	58	48	17	18

Q3-4. (3) 受給権保護について

① 転職の際、転職先への年金資産の移換(ポータビリティ)が確保されている制度であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	10	23	63	115	6	19

② 給付条件、給付金額が将来に向けて不利益変更(給付引下げ)される可能性が低いこと

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	4	17	68	121	8	18

③ 積立水準をチェックする機能などの仕組みが整備されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	2	13	58	141	4	18

④ 積立不足になった場合に、回復計画がきちんと立てられ、かつ計画通りに実行されること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	2	4	58	149	5	18

⑤ 年金制度が破綻した場合に備える支払保証制度の適用対象であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	6	8	51	142	12	17

⑥ 年金制度の意思決定・管理運営に加入者の意見が反映できる仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	4	33	86	88	7	18

Q3-4. (4) 年金資産の運用について

① 年金運用の「運用基本方針」が定められていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	3	11	54	147	7	14

② 運用委員会において定期的にリスク管理が議題とされていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	5	18	69	121	9	14

③ 運用に関して専門知識を有する担当者及び運用執行理事が在籍すること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	11	24	87	93	8	13

④ 毎年の資産運用結果について加入者へ情報提供がなされていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	2	18	75	121	6	14

⑤ 議決権行使についての基準を有するか、運用機関に対して議決権の行使を求めかつ行使結果について報告を求めていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	21	48	63	65	25	14

⑥ 社会的責任投資(SRI)を考慮に入れた運用が行われていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	33	46	67	59	16	15

Q3-4. (5) 年金制度に関する情報提供について

① 年金制度の概要や仕組み(何歳からいくら貰えるか等)について、加入者に説明されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	4	5	44	165	4	14

② 退職後の年金受取予想額について、加入者に通知されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	6	15	70	130	2	13

③ 年金で受給することの大切さについて、加入者に説明されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
236	9	32	71	108	2	14

④ 年金制度の財政状況について、年1回以上加入者及び受給者に情報提供されていること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
236	4	19	73	125	1	14

⑤ 退職後の生活設計支援活動(退職者セミナー等)が、加入者に対して実施されていること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
236	10	28	88	94	2	14

Q3-4. (6)母体企業及び年金制度の財務状況について

① 母体企業の財務力があること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
236	8	13	49	145	6	15

② 年金資産が非継続基準で最低積立基準額の100%以上であること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
236	11	23	72	84	27	19

③ 年金資産が継続基準で責任準備金の100%以上であること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
236	8	23	57	106	25	17

Q3-4. (7)年金の給付水準について

① 企業年金の給付水準について、一定金額以上の水準が設定されていること。

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答	不正回答
236	8	36	61	76	32	22	1

◇ 公的年金が標準世帯夫婦二人で月額約23万円受給できると仮定した場合について

ア. 企業年金の『最低給付水準』はいくら位が妥当であると考えるか

5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20～25万円未満	25～30万円未満	30万円以上	最小値	平均値	最大値
5	54	44	18	3	4	3	1万円	10.1万円	40万円

イ. 企業年金の『目標給付水準』はいくら位が妥当であると考えるか

5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20～25万円未満	25～30万円未満	30万円以上	最小値	平均値	最大値
1	12	46	45	15	3	8	4万円	14.8万円	50万円

ウ. 標準世帯夫婦二人に対する公的年金の支給額が、現役時代の従前世帯所得に対する割合(所得代替率)で約50%である場合、企業年金の支給額は、所得代替率で何%程度であればよいと考えるか

5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30～35%未満	35～40%未満	40～45%未満	45～50%	最小値	平均値	最大値
0	2	14	5	41	14	18	0	6	24	5.0%	27.2%	50.0%

3 単純集計結果《有識者》

【アンケート回答有識者のフェイスシート】

◆ 年齢

1. 30歳未満	13
2. 30歳以上～40歳未満	81
3. 40歳以上～50歳未満	163
4. 50歳以上～60歳未満	210
5. 60歳以上～70歳未満	222
6. 70歳以上～	27
無回答	6
合計	722

◆ 就業状態・職種

1. 公務員	12	6. その他民間会社社員	39	11. その他	23
2. 信託銀行社員	100	7. 年金基金職員	308	無回答	3
3. 生命保険会社社員	98	8. 大学教員	27	合計	722
4. その他金融機関社員(信託・生命保険以外)	29	9. 自営業者	10		
5. コンサルタント・研究所シンクタンク職員	54	10. 年金受給者	19		

◆ 保有している資格（複数資格回答有り）

1. 社会保険労務士	55	7. ファイナンシャルプランナー(FP技能士、AFP等)	59
2. 公認会計士	4	8. DCプランナー(企業年金総合プランナー)	67
3. 弁護士	5	9. 該当なし	363
4. 税理士	1	無回答	5
5. 年金数理人	245	合計	884
6. 証券アナリスト	80		

◆ 専門分野

1. 法律・政治	78	6. 農学・獣医学	2	合計	722
2. 経済・経営	166	7. 福祉・看護	6		
3. 人文・社会	24	8. その他	189		
4. 理学・工学	252	無回答	4		
5. 医学・薬学	0	不正回答	1		

【アンケート回答の集計】

Q1. 退職給付制度を導入する理由

① 優秀な人材を採用するため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	無回答
722	23	103	69	261	198	56	12

② 優秀な人材の転職を防ぐため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	無回答
722	21	89	91	274	192	42	13

③ 従業員の士気を高めるため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	無回答
722	13	63	89	307	188	48	14

④ 従業員の老後の生活保障のため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	無回答
722	5	10	11	98	266	323	9

⑤ 労働条件で同業他社と比べ遜色ないようにするため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	無回答
722	6	38	57	239	286	84	12

⑥ 従業員の不祥事を防ぐため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	無回答
722	184	276	144	69	28	8	13

Q2-1. 確定給付型の制度について

① 従業員の老後保障の観点から確定給付型の年金制度を維持することが望ましいと考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	8	16	21	108	260	297	12

② 確定給付型ではない年金制度であっても、従業員の老後保障に十分資すると考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	14	96	161	247	160	28	16

③ 確定給付型と確定拠出型それぞれのメリットを持つ、新たな年金制度が今後更に重要になると考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	12	59	54	219	218	144	16

Q2-2. 厚生年金基金制度について

① 国の代行給付を含めて資産運用をすることに規模のメリットがあるとする

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	49	79	66	172	195	156	5

② 国の代行給付を含めて受給者に給付することで企業から支払われる給付に厚みが増すことにメリットがあるとする

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	53	92	70	166	207	131	3

③ 総合型厚生年金基金等、中小企業が加入しやすいことにメリットがあるとする

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	39	61	55	182	225	154	6

Q2-3. 企業型確定拠出年金制度について

① 従業員の老後保障を考え60歳を過ぎても一時金ではなく、年金で受け取るようにすべきである

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	31	55	117	206	178	110	25

② 従来の退職一時金と同様に、60歳前であっても引き出すことができるようにするべきである

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	51	90	127	181	154	101	18

③ 従業員は運用商品を選択するための知識を十分に持っている

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	167	343	158	23	7	4	20

④ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、投資教育を行うことによって解決することができる

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答	不正回答
722	54	185	185	209	59	8	21	1

⑤ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、従業員に対して相応しい商品が自動的に選択されるような仕組みを導入するべきである(例:デフォルトファンド)

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	35	80	98	287	162	36	24

Q2-4. 企業型確定拠出年金制度の老齢給付を終身年金で支給することについて

① 事業主(企業)にプラン内で終身年金の商品を用意することを法令上義務付けるべきである

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	70	102	188	160	102	79	21

② 年金原資を公的な機関(例:国民年金基金連合会や企業年金連合会)に移換し、当該機関で終身年金を受給することが出来る仕組みを構築することがよい

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	40	72	97	212	193	90	18

③ 受給者が企業型確定拠出年金制度からの給付を一時金で受け取り、生命保険会社の個人終身年金保険を購入すればよく、特段の措置を講じる必要はない

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
722	117	188	204	103	56	33	21

Q3-1. 老後保障における公的年金と企業年金の役割について

① 退職後の老後保障は基本的には公的年金のみで保障されるべきである	47	無回答	8
② 公的年金を主としながら、企業年金を従としていくべきである	594	合計	722
③ 公的年金の水準を落とし、企業年金の導入を促進していくべきである	60		
④ わからない	3		
⑤ その他	10		

Q3-2. 企業年金を今後更に普及させるために、国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることについて

① 企業年金に優遇措置を講じ普及を図るべきである	665	無回答	8
② 企業年金に優遇措置を講じる必要はない	49	合計	722

Q3-2. (1) 企業年金を優遇すべき理由について

① 企業年金は公的年金を補完するものであるから	588	非該当	49
② 企業年金は年金資産が積み立てられている制度であるから	65	無回答	8
③ その他	12	合計	722

※Q3-2. (1)の「無回答」にはQ3-2. の「無回答」の件数を含む。

Q3-2. (2) 企業年金に優遇措置を講じる必要がない理由について

① 企業年金は各企業の任意の取り組みであるから	19	非該当	665
② 企業年金がある企業だけを優遇するのは不公平だから	29	無回答	8
③ その他	1	合計	722

※Q3-2. (2)の「無回答」にはQ3-2. の「無回答」の件数を含む。

Q3-3. 企業年金に対し国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、一定の基準を設け基準をクリアした企業年金だけに優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることについて

Q3-3. (1) 優遇措置適用の是非を企業年金制度毎に決めることとした場合の範囲

① 厚生年金基金のみを優遇する	75	無回答	9
② 厚生年金基金と基金型確定給付企業年金のみを優遇する	57	合計	722
③ 厚生年金基金と確定給付企業年金(基金型・規約型)を優遇する	103		
④ 厚生年金基金、確定給付企業年金(基金型・規約型)、企業型確定拠出年金を優遇する	415		
⑤ わからない	34		
⑥ その他	29		

Q3-3. (2) 優遇措置適用の是非を個々の企業年金の内容によって決めることとした場合の条件

① いくつかの基準を設けその全てを満たしたもののだけに優遇措置を講じることが良い	178
② いくつかの基準を設け、その一定個数以上を満たすものについて、優遇措置を講じることが良い	180
③ 上記①と②を組合せ、いくつかの最低基準を満たしたうえで、更に一定個数以上の基準を満たすものに優遇措置を講じることがよい	238
④ わからない	59
⑤ その他	53
無回答	14
合計	722

Q3-4. 企業年金に何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、優遇すべきかどうか国が判断する基準として重視すべきことについて

Q3-4. (1) 年金の給付設計について

① 制度加入要件として、職種・年齢・勤続年数などに関係なく一律に加入資格を与えること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
722	64	110	149	370	15	14

② 非正規社員についても加入対象者としていること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
722	117	199	204	155	35	12

③ 勤続期間が短い者が著しく不利益にならないこと

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
722	64	160	245	229	12	12

④ 年金給付額が予め定められており、将来の年金額が一定の計算式により確定していること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
722	55	81	186	377	14	9

⑤ 終身年金(死ぬまで支給される年金)の選択肢があること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
722	56	85	143	407	17	14

⑥ 退職者の多くが終身年金を選択するような設計であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	72	136	215	263	24	12

⑦ 遺族年金の仕組みがあること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	146	213	192	136	24	11

Q3-4. (2) 物価変動リスク(インフレ・デフレリスク)等への対応について

① 賃金変動が支給開始時の年金額に反映される仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	103	176	223	184	24	12

② 物価変動に応じて支給開始後の年金額が改定される仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	97	167	219	208	20	11

③ 資産運用結果に応じて支給開始後の年金額が変動する仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	196	273	139	67	33	14

Q3-4. (3) 受給権保護について

① 転職の際、転職先への年金資産の移換(ポータビリティ)が確保されている制度であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	55	103	196	341	16	11

② 給付条件、給付金額が将来に向けて不利益変更(給付引下げ)される可能性が低いこと

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	31	74	241	345	19	12

③ 積立水準をチェックする機能などの仕組みが整備されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	8	28	159	499	16	12

④ 積立不足になった場合に、回復計画がきちんと立てられ、かつ計画通りに実行されること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	10	31	181	466	23	11

⑤ 年金制度が破綻した場合に備える支払保証制度の適用対象であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	42	81	158	402	27	12

⑥ 年金制度の意思決定・管理運営に加入者の意見が反映できる仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	31	94	273	293	18	13

Q3-4. (4) 年金資産の運用について

① 年金運用の「運用基本方針」が定められていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	17	30	148	512	10	5

② 運用委員会において定期的なリスク管理が議題とされていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	19	38	222	424	11	8

③ 運用に関して専門知識を有する担当者及び運用執行理事が在籍すること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	27	77	242	354	14	8

④ 毎年の資産運用結果について加入者へ情報提供がなされていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	12	41	213	432	14	10

⑤ 議決権行使についての基準を有するか、運用機関に対して議決権の行使を求めかつ行使結果について報告を求めていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	74	156	262	187	33	10

⑥ 社会的責任投資(SRI)を考慮に入れた運用が行われていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	121	198	233	124	35	11

Q3-4. (5) 年金制度に関する情報提供について

① 年金制度の概要や仕組み(何歳からいくら貰えるか等)について、加入者に説明されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	8	12	134	543	19	6

② 退職後の年金受取予想額について、加入者に通知されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	15	55	261	372	12	7

③ 年金で受給することの大切さについて、加入者に説明されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	28	71	261	342	13	7

④ 年金制度の財政状況について、年1回以上加入者及び受給者に情報提供されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	13	45	242	408	7	7

⑤ 退職後の生活設計支援活動(退職者セミナー等)が、加入者に対して実施されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	44	127	323	210	9	9

Q3-4. (6) 母体企業及び年金制度の財務状況について

① 母体企業の財務力があること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	37	59	186	413	17	10

② 年金資産が非継続基準で最低積立基準額の100%以上であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	49	129	257	252	25	10

③ 年金資産が継続基準で責任準備金の100%以上であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
722	35	80	250	324	24	9

Q3-4. (7) 年金の給付水準について

① 企業年金の給付水準について、一定金額以上の水準が設定されていること。

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答	不正回答
722	34	103	211	279	29	64	2

◇ 公的年金が標準世帯夫婦二人で月額約23万円受給できると仮定した場合について

ア. 企業年金の『最低給付水準』はいくら位が妥当であると考えるか

5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20~25万円未満	25~30万円未満	30万円以上	最小値	平均値	最大値
85	218	119	29	15	7	5	0万円	8.1万円	120万円

イ. 企業年金の『目標給付水準』はいくら位が妥当であると考えるか

5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20~25万円未満	25~30万円未満	30万円以上	最小値	平均値	最大値
8	102	161	127	48	13	18	2万円	13.3万円	240万円

ウ. 標準世帯夫婦二人に対する公的年金の支給額が、現役時代の従前世帯所得に対する割合(所得代替率)で約50%である場合、企業年金の支給額

は、所得代替率で何%程度であればよいと考えるか

5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30~35%未満	35~40%未満	40~45%未満	45~50%	最小値	平均値	最大値
2	8	136	53	137	34	58	6	0	38	0.0%	20.5%	50.0%

4 単純集計結果《企業・有識者 共通設問 合計》

【アンケート回答の集計】

《企業》Q1-6. 退職給付制度を導入する理由、《有識者》Q1. 退職給付制度を導入する理由

① 優秀な人材を採用するため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
958	27	127	96	336	260	71	13	28

※Q1-6の①～⑥の「非該当」の件数は、Q1-1において「①」を選択した件数と「不正回答」の1件を合計した件数

② 優秀な人材の転職を防ぐため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
958	27	114	127	355	240	52	13	30

③ 従業員の士気を高めるため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
958	15	74	111	404	247	65	13	29

④ 従業員の老後の生活保障のため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
958	5	14	16	128	355	406	13	21

⑤ 労働条件で同業他社と比べ遜色ないようにするため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
958	8	49	76	323	362	99	13	28

⑥ 従業員の不祥事を防ぐため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
958	226	345	196	104	33	11	13	30

(以下の設問については《企業》《有識者》とも同じ設問番号)

Q2-1. 確定給付型の制度について

① 従業員の老後保障の観点から確定給付型の年金制度を維持することが望ましいと考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	14	31	36	163	342	343	29

② 確定給付型ではない年金制度であっても、従業員の老後保障に十分資すると考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	18	111	206	339	203	47	34

③ 確定給付型と確定拠出型それぞれのメリットを持つ、新たな年金制度が今後更に重要になると考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	15	79	76	293	279	183	33

Q2-2. 厚生年金基金制度について

① 国の代行給付を含めて資産運用をすることに規模のメリットがあると考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	66	123	107	233	223	165	41

② 国の代行給付を含めて受給者に給付することで企業から支払われる給付に厚みが増すことにメリットがあると考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	63	126	101	233	254	144	37

③ 総合型厚生年金基金等、中小企業が加入しやすいことにメリットがあると考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	46	86	87	267	270	160	42

Q2-3. 企業型確定拠出年金制度について

① 従業員の老後保障を考え60歳を過ぎても一時金ではなく、年金で受け取るようにするべきである

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	42	75	162	274	225	132	48

② 従来の退職一時金と同様に、60歳前であっても引き出すことができるようにするべきである

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	58	102	155	247	213	142	41

③ 従業員は運用商品を選択するための知識を十分に持っている

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	205	442	211	41	11	4	44

④ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、投資教育を行うことによって解決することができる

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答	不正回答
958	62	239	234	285	84	8	45	1

⑤ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、従業員に対して相応しい商品が自動的に選択されるような仕組みを導入するべきである(例:デフォルトファンド)

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	43	98	143	375	206	44	49

Q2-4. 企業型確定拠出年金制度の老齢給付を終身年金で支給することについて

① 事業主(企業)にプラン内で終身年金の商品を用意することを法令上義務付けるべきである

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	100	139	248	210	126	85	50

② 年金原資を公的な機関(例:国民年金基金連合会や企業年金連合会)に移換し、当該機関で終身年金を受給することが出来る仕組みを構築することがよい

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	55	96	143	293	222	104	45

③ 受給者が企業型確定拠出年金制度からの給付を一時金で受け取り、生命保険会社の個人終身年金保険を購入すればよく、特段の措置を講じる必要はない

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
958	130	231	269	164	76	40	48

Q3-1. 老後保障における公的年金と企業年金の役割について

① 退職後の老後保障は基本的には公的年金のみで保障されるべきである	96	無回答	12
② 公的年金を主としながら、企業年金を従としていくべきである	760	合計	958
③ 公的年金の水準を落とし、企業年金の導入を促進していくべきである	66		
④ わからない	12		
⑤ その他	12		

Q3-2. 企業年金を今後更に普及させるために、国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることについて

① 企業年金に優遇措置を講じ普及を図るべきである	863	無回答	13
② 企業年金に優遇措置を講じる必要はない	82	合計	958

Q3-2. (1) 企業年金を優遇すべき理由について

① 企業年金は公的年金を補完するものであるから	741	非該当	82
② 企業年金は年金資産が積み立てられている制度であるから	107	無回答	13
③ その他	15	合計	958

※Q3-2. の(1)と(2)の「無回答」にはQ3-2. の「無回答」の件数を含む。

Q3-2. (2) 企業年金に優遇措置を講じる必要がない理由について

① 企業年金は各企業の任意の取り組みであるから	33	非該当	863
② 企業年金がある企業だけを優遇するのは不公平だから	46	無回答	14
③ その他	2	合計	958

Q3-3. 企業年金に対し国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、一定の基準を設け基準をクリアした企業年金だけに優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることについて

Q3-3. (1) 優遇措置適用の是非を企業年金制度毎に決めることとした場合の範囲

① 厚生年金基金のみを優遇する	89	無回答	16
② 厚生年金基金と基金型確定給付企業年金のみを優遇する	65	合計	958
③ 厚生年金基金と確定給付企業年金(基金型・規約型)を優遇する	130		
④ 厚生年金基金、確定給付企業年金(基金型・規約型)、企業型確定拠出年金を優遇する	546		
⑤ わからない	72		
⑥ その他	40		

Q3-3. (2) 優遇措置適用の是非を個々の企業年金の内容によって決めることとした場合の条件

① いくつかの基準を設けその全てを満たしたものにだけ優遇措置を講じることが良い	205
② いくつかの基準を設け、その一定個数以上を満たすものについて、優遇措置を講じることが良い	230
③ 上記①と②を組合せ、いくつかの最低基準を満たしたうえで、更に一定個数以上の基準を満たすものに優遇措置を講じることがよい	301
④ わからない	116
⑤ その他	72
無回答	34
合計	958

Q3-4. 企業年金に何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、優遇すべきかどうか国が判断する基準として重視すべきこと

Q3-4. (1) 年金の給付設計について

① 制度加入要件として、職種・年齢・勤続年数などに関係なく一律に加入資格を与えること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
958	86	146	215	457	23	31

② 非正規社員についても加入対象者としていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	170	278	256	172	53	29

③ 勤続期間が短い者が著しく不利益にならないこと

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	89	224	326	272	18	29

④ 年金給付額が予め定められており、将来の年金額が一定の計算式により確定していること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	66	111	250	483	22	26

⑤ 終身年金(死ぬまで支給される年金)の選択肢があること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	74	133	206	488	24	33

⑥ 退職者の多くが終身年金を選択するような設計であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	108	202	275	309	35	29

⑦ 遺族年金の仕組みがあること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	173	246	251	228	32	28

Q3-4. (2) 物価変動リスク(インフレ・デフレリスク)等への対応について

① 賃金変動が支給開始時の年金額に反映される仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	128	226	287	248	39	30

② 物価変動に応じて支給開始後の年金額が改定される仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	119	209	286	283	33	28

③ 資産運用結果に応じて支給開始後の年金額が変動する仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	237	327	197	115	50	32

Q3-4. (3) 受給権保護について

① 転職の際、転職先への年金資産の移換(ポータビリティ)が確保されている制度であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	65	126	259	456	22	30

② 給付条件、給付金額が将来に向けて不利益変更(給付引下げ)される可能性が低いこと

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	35	91	309	466	27	30

③ 積立水準をチェックする機能などの仕組みが整備されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	10	41	217	640	20	30

④ 積立不足になった場合に、回復計画がきちんと立てられ、かつ計画通りに実行されること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	12	35	239	615	28	29

⑤ 年金制度が破綻した場合に備える支払保証制度の適用対象であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	48	89	209	544	39	29

⑥ 年金制度の意思決定・管理運営に加入者の意見が反映できる仕組みであること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	35	127	359	381	25	31

Q3-4. (4) 年金資産の運用について

① 年金運用の「運用基本方針」が定められていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	20	41	202	659	17	19

② 運用委員会において定期的なリスク管理が議題とされていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	24	56	291	545	20	22

③ 運用に関して専門知識を有する担当者及び運用執行理事が在籍すること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	38	101	329	447	22	21

④ 毎年の資産運用結果について加入者へ情報提供がなされていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	14	59	288	553	20	24

⑤ 議決権行使についての基準を有するか、運用機関に対して議決権の行使を求めかつ行使結果について報告を求めていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	95	204	325	252	58	24

⑥ 社会的責任投資(SRI)を考慮に入れた運用が行われていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	154	244	300	183	51	26

Q3-4. (5) 年金制度に関する情報提供について

① 年金制度の概要や仕組み(何歳からいくら貰えるか等)について、加入者に説明されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	12	17	178	708	23	20

② 退職後の年金受取予想額について、加入者に通知されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	21	70	331	502	14	20

③ 年金で受給することの大切さについて、加入者に説明されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	37	103	332	450	15	21

④ 年金制度の財政状況について、年1回以上加入者及び受給者に情報提供されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	17	64	315	533	8	21

⑤ 退職後の生活設計支援活動(退職者セミナー等)が、加入者に対して実施されていること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	54	155	411	304	11	23

Q3-4. (6) 母体企業及び年金制度の財務状況について

① 母体企業の財務力があること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	45	72	235	558	23	25

② 年金資産が非継続基準で最低積立基準額の100%以上であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	60	152	329	336	52	29

③ 年金資産が継続基準で責任準備金の100%以上であること

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答
958	43	103	307	430	49	26

Q3-4. (7) 年金の給付水準について

① 企業年金の給付水準について、一定金額以上の水準が設定されていること。

総数	重要でない	どちらかと言え ば重要でない	どちらかと言え ば重要である	重要である	わからない	無回答	不正回答
958	42	139	272	355	61	86	3

◇ 公的年金が標準世帯夫婦二人で月額約23万円受給できると仮定した場合について

ア. 企業年金の『最低給付水準』はいくら位が妥当であると考えるか

5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20~25万円未満	25~30万円未満	30万円以上	最小値	平均値	最大値
90	272	163	47	18	11	8	0万円	8.5万円	120万円

イ. 企業年金の『目標給付水準』はいくら位が妥当であると考えるか

5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20~25万円未満	25~30万円未満	30万円以上	最小値	平均値	最大値
9	114	207	172	63	16	26	2万円	13.7万円	240万円

ウ. 標準世帯夫婦二人に対する公的年金の支給額が、現役時代の従前世帯所得に対する割合(所得代替率)で約50%である場合、企業年金の支給額

は、所得代替率で何%程度であればよいと考えるか

5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30~35%未満	35~40%未満	40~45%未満	45~50%	最小値	平均値	最大値
2	10	150	58	178	48	76	6	6	62	0.0%	21.9%	50.0%

4 単純集計結果《企業・有識者のその他コメント意見》

本資料は、アンケート結果から各設問の「その他」及び、Q4の「自由意見」に記載されたコメントを設問毎にまとめたものである。

なお、集計区分については次の通りに区分した。

集計区分	アンケート対象
1	有識者
2	1・2部上場企業
3	非上場企業

【企業】Q1-3. ⑧その他自社年金等

SEQ	集計区分	コメント
1	2	前払退職金。

【企業】Q1-4. ④その他

SEQ	集計区分	コメント
1	2	従業員の要望。
2	3	適格退職年金制度を平成15年に廃止。現在のところ差額支給で負担も少く頻度も少いため。

【企業】Q1-5. ③その他

SEQ	集計区分	コメント
1	3	支払が確実なため。

【企業】 Q 1 - 7. (2) ①代議員 その他：具体的に記載

SEQ	集計 区分	コメント
1	2	半数は事業主及び設立事業所に使用されている者の内から選定。他は加入員において互選。
2	2	専従役員
3	2	事業所総務部長etc.
4	2	製作課長、設計課長
5	2	主要事業所管理部長
6	2	経理課長
7	2	経理部長、工場総務担当部長
8	2	人事課長（財務課長）
9	2	関係会社管理職 CSR推進部長 営業部長
10	2	各工場の管理部長
11	2	従業員会の役員
12	2	総務課主管
13	2	営業部（課）長、生産部（課）長、開発部（課長）
14	2	執行役員
15	2	証券国際部長
16	2	職場代表
17	2	総合監査部（課）長
18	3	組合員

【企業】 Q 1 - 7. (2) ②理事 その他：具体的に記載

SEQ	集計 区分	コメント
1	2	半数は選定代議員。他の半数は互選代議員において互選する。
2	2	総合企画部（課長）
3	2	副社長、執行役員
4	2	人事サービス関係会社社長
5	2	経理部長
6	2	関係会社管理職
7	2	各工場の管理部長
8	2	従業員会の役員
9	2	執行役員
10	2	職場代表
11	3	基金理事(役員)

【企業】 【有識者】 Q3-1. ⑤その他

SEQ	集計区分	コメント
1	1	公的年金制度を含めて、長期スパンに立った再構築が必要。
2	1	企業単位ではなく個人単位で考えるべき。その一環としての企業年金が存在する。
3	1	公的年金の水準を落とし、企業年金以外の選択肢も充実すべき。
4	1	自己責任の原則のもとで、個人で老後保障に備えるべきである。
5	1	個人年金を主とすべき。
6	1	所定の年齢（例えば70歳）を定め、その年齢より前は企業の責任（退職金制度）とし、その年齢以降は国の責任（終身年金）とする。
7	1	雇用される年齢の上限の引上げをまず議論、整理すべきである。労働によって得る収入で賄えない部分を基本的に公的年金で保障すべき（退職給付は付加的な位置付であるべき）。
8	1	最低水準の確定給付的な公的年金＋確定拠出的な公的年金とする。企業は自由に。
9	1	公的年金＋企業年金＋自助努力の形を早急に明示すべき。
10	2	公的年金の水準にもよるが、私的年金（負担能力はあるが）も含めたバランスが重要である。
11	2	公的年金、企業年金、自助努力の3本柱とすべき。

【企業】 【有識者】 Q3-2. (1) ③その他

SEQ	集計区分	コメント
1	1	少子高齢化の進展により、公的年金の長期的な縮小傾向が続く(避け難い)と考えられるため。
2	1	普通の人は老後に向けた貯蓄をしないものであるから。
3	1	公的年金の代替率は低下するものであるから。
4	1	税の二重取りにならないようにすべきである。
5	1	長期運用できるよう、一定限度内の不足金は常時許容すべきだから。
6	1	制度を広く普及するため。
7	1	国民の老後資産形成を促す実効性のある制度であるから。
8	1	公的年金の給付水準が下がる中で企業年金の充実を図る必要があるため。
9	1	企業年金は老後生活のため重要な制度であるから。
10	1	現状の雇用の枠組（法制度）の下では企業年金なしでは老後の所得が不足しているため。
11	2	年金受給者にとって受給額などの不安ができるだけ少ない状態にすべきと考えるから。
12	3	公的年金の制度維持の継続は難しいと考えるから。
13	2	企業年金には元々企業間格差が存在する。すそ野を広げるためにもハードルを下げ導入意欲を喚起すべきであるから。

【企業】 【有識者】 Q3-2. (2) ③その他

SEQ	集計区分	コメント
1	2	条件なしで適用すべき。

【企業】 【有識者】 Q3-3. (1) ⑥その他

SEQ	集計区分	コメント
1	1	厚年基金と確定給付企業年金は運用を信託形態等で行う必要があることから制度に対して優遇措置を適用。DCは他の金融商品（生保、証券等）の運用と大差ないことから、個人所得全体に対して控除枠と金融商品からの収益の税率軽減で対処。
2	1	全ての企業年金に同程度の優遇を図り、企業を大切にすべきである。
3	1	米国のIRAのように個人に対しての設定をすべき。
4	1	特段、制限する理由はない。
5	1	老後に活用される制度へ最大の優遇（DC）。任意で活用もできる制度へ多少の優遇（DBなど）。
6	1	公的年金の代替となる企業年金については強制加入をさせ（従ってDCがベスト）、その上乘せ分は労使合意により制度を選択。但し、優遇額に上限を設定する。
7	1	優遇に段階を設ける。
8	1	一定以上の終身年金の制度を優遇。
9	1	実施事業主の属性で決める。中退金の政府補助を拡大し、統合型厚生年金基金等中小企業政策として実施すべきであると考え。
10	1	制度ではなく給付内容で優遇する。
11	1	優遇措置は必要ない。企業年金そのものの必要性を各企業が状況に応じて判断すべきで、その判断をゆがめる優遇措置は有害であろう。
12	1	厚生年金基金以外の制度を優遇する。厚生年金基金の優遇は不要と考える。
13	1	制度の枠で決めるのではなく、給付設計で優遇措置を決めるべき。
14	1	基準を設けるべきではない。企業年金の制度を導入することは企業の負担であり、企業の負担の下で国民の老後を補うのであれば、分けへだてなく優遇措置を与えるべきであろう。
15	1	自助努力全般。
16	1	④の制度に加え、個人型確定拠出年金も含めて優遇する。
17	1	老後貯蓄に資するものであれば優遇すべき。
18	1	原則④の制度であるが、一定の要件を満たしている自社年金制度に対しても税法上の優遇措置を講ずるべき。④の法令が過度に硬直的な規則となっているため。
19	1	制度の形態とは関りなく、例えば終身年金支給の制度に対し、終身分の追加コスト負担軽減（確定年金とのコスト競争力の強化）を図る等。
20	1	終身年金で支給する制度のみを優遇する。
21	1	制度毎ではなく、企業年金の内容によって決めるべき。
22	1	基準などは設けずに④の制度について全てに優遇する。
23	1	④の制度に加え個人型確定拠出年金や中退者も優遇して良いと考える。
24	1	終身年金化した部分のみに限度を設けて優遇を認める。
25	2	全ての制度を優遇、個人型確定拠出年金も含めて。
26	2	優遇する必要性を見出せず。
27	2	優遇措置の内容によって異なると考える。
28	2	確定給付企業年金（基金型・規約型）、企業型確定拠出年金を優遇する。
29	3	優遇するなら全てを対象とすべき。
30	3,4	中退共。特退共。